

佐賀県教育委員会訓令甲第1号

本 庁
教 育 事 務 所
教育機関（学校を除く。）

佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成6年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月24日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 教育長並びに教育庁及び教育機関（学校を除く。<u>第4号</u>において同じ。）に勤務する職員をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>（企画・経営グループ、課及び教育機関等の長の責務）</p> <p>第3条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、<u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> | <p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 教育長並びに教育庁及び教育機関（学校を除く。<u>第5号</u>において同じ。）に勤務する職員をいう。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><u>(6) 所属長 企画・経営グループ、課及び教育機関等の長をいう。</u></p> <p>（所属長の責務）</p> <p>第3条 <u>所属長</u>は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第4条 職員は、<u>所属長</u>その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p> <p>（衛生管理者）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>3 教育機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、<u>遅滞なく、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第2項に規定する報告書を職員安全衛生管理者及び佐賀県人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>4・5 略 （衛生推進者）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育機関等の長は、前項の規定により衛生推進者を選任したときは、<u>遅滞なく、職員安全衛生管理者に報告するものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>（衛生担当者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 衛生担当者は、<u>庶務担当係長（企画・経営グループ、課又は教育機関等の庶務を担当する係長（庶務を担当する係長のいない企画・経営グループ、課及び教育機関等にあつては、企画・経営グループ、課又は教育機関等の長が所属職員のうちから指名する者）をいう。以下同じ。）</u>をもって充てる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>庶務担当係長が衛生管理者又は衛生推進者に選任されたときは、企画・経営グループ、課及び教育機関等の長は、庶務担当係長以外の所属職員のうちから衛生担当者を指名しなければならない。</u></p> | <p>3 教育機関等の長は、前項の規定により衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、<u>衛生管理者選任報告書（様式第1号）により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>4・5 略 （衛生推進者）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育機関等の長は、前項の規定により衛生推進者を選任したときは、遅滞なく、<u>衛生推進者選任報告書（様式第2号）により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>前条第5項の規定は、衛生推進者について準用する。この場合において、同項中「職員安全衛生管理者及び教育機関等の長」とあるのは「教育機関等の長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（衛生担当者）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 衛生担当者は、<u>所属長が当該所属の副課長のうちから指名する者（副課長が置かれていない所属にあつては所属長が所属職員のうちから指名する者）</u>をもって充てる。</p> <p>3 前項の規定により指名した者が衛生管理者又は衛生推進者に選任されたときは、<u>所属長は、当該職員以外の所属職員のうちから衛生担当者を指名しなければならない。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>4 衛生担当者は、<u>企画・経営グループ、課又は教育機関等の長の命を受け、当該企画・経営グループ、課又は教育機関等における職員の衛生に係る職務を処理する。ただし、衛生管理者又は衛生推進者のある教育機関等にあつては、これらの者の補助者として当該職務に従事する。</u></p> <p>(産業医)</p> <p>第10条 本庁及び<u>法第13条の規定の適用を受ける教育機関等に同条に規定する産業医(以下「産業医」という。)</u>を置く。</p> <p>2 産業医は、<u>職員安全衛生管理者が医師である者に委嘱するものとする。</u></p> <p>3 職員安全衛生管理者は、<u>前項の規定により産業医を委嘱したときは、遅滞なく、省令第13条第2項に規定する報告書を佐賀県人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>4 産業医は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>作業環境の維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>作業の管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</u></p> <p>(6) <u>衛生教育に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に</u></p> | <p>4 <u>所属長は、前2項の規定により衛生担当者を指名したときは、遅滞なく、衛生担当者報告書(様式第3号)により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</u></p> <p>5 衛生担当者は、<u>所属長の命を受け、当該所属における職員の衛生に係る職務を処理する。ただし、衛生管理者又は衛生推進者のある教育機関等にあつては、これらの者の補助者として当該職務に従事する。</u></p> <p>(産業医)</p> <p>第10条 本庁及び教育機関等に<u>法第13条に規定する産業医(以下「産業医」という。)</u>を置く。</p> <p>2 産業医は、<u>教育長が委嘱するものとする。</u></p> <p>3 産業医の職務は、<u>職員の健康管理その他の省令第14条第1項に規定する事項とする。</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p><u>関すること。</u></p> <p><u>5 産業医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項に掲げる事項について、職員安全衛生管理者に対し勧告し、及び衛生管理者に対し指導し、又は助言することができる。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>(相談医)</u></p> <p><u>第11条 前条第1項に規定する教育機関等以外の教育機関等に相談医を置く。</u></p> <p><u>2 相談医は、職員安全衛生管理者が医師である者に委嘱する。</u></p> <p><u>3 相談医は、教育機関等の長から所属職員の健康管理について相談を受けたときは、当該教育機関等の長又は職員に対し、指導し、又は助言するものとする。</u></p> <p><u>(作業主任者)</u></p> <p><u>第12条 法第14条に規定する作業(以下「作業」という。)を行うことを分掌する教育機関等に同条に規定する作業主任者(以下「作業主任者」という。)を置く。</u></p> <p><u>2 作業主任者は、作業を行うことを分掌する教育機関等の職員で作業に従事するものの中から、当該教育機関等の長が選任する。</u></p> <p><u>3 教育機関等の長は、前項の規定により作業主任者を選任したときは、遅滞なく、作業主任者選任報告書(様式第1号)により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</u></p> <p><u>4 作業主任者は、教育機関等の長の命を受け、作業に従事する職員を指揮し、当該作業に係る危険防止のための措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(衛生委員会)</u></p> <p><u>第13条 略</u></p> | <p><u>4 産業医は、その職務を行うにつき必要があると認めるときは、前項に規定する事項について、職員安全衛生管理者に対し勧告し、及び衛生管理者に対し指導し、又は助言することができる。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>第11条及び第12条 削除</u></p> <p><u>(衛生委員会)</u></p> <p><u>第13条 略</u></p> |

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 本庁にあっては職員安全衛生管理者、教育機関等にあっては当該教育機関等の長</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 本庁又は教育機関等の職員で衛生に関し経験を有するものの中から、本庁にあっては職員安全衛生管理者が、教育機関等にあっては当該教育機関等の長が指名した者7人</p> <p>4 職員安全衛生管理者又は教育機関等の長は、前項第4号の委員のうち4人については、職員の過半数で組織する職員団体（職員の過半数で組織する職員団体がいないときは、職員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名するものとする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 衛生委員会は、議長が召集する。</p> <p>8 教育機関等の長は、第3項第1号の委員以外の委員を指名したときは、遅滞なく、衛生委員会委員指名報告書（様式第2号）により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>9 略</p> <p>（職場環境の維持管理）</p> <p>第16条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、所属職員の健康を保持し、及び増進させるため、職場環境を快適な状態に維持管理するよう努めるものとする。</p> <p>（受診の勧奨等）</p> <p>第17条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、心身に疾患の疑いのある者を発見した場合には、<u>産業医又は相談医</u>と協議し、受診の勧奨等の適切な処置を講ずるものとする。</p> | <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 本庁にあっては職員安全衛生副管理者、教育機関等にあっては当該教育機関等の長</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 本庁又は教育機関等の職員で衛生に関し経験を有するものの中から、本庁にあっては職員安全衛生管理者が、教育機関等にあっては当該教育機関等の長が指名した者</p> <p>4 職員安全衛生管理者又は教育機関等の長は、前項第4号の委員の半数については、職員の過半数で組織する職員団体（職員の過半数で組織する職員団体がいないときは、職員の過半数を代表する者）の推薦に基づき指名するものとする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 衛生委員会は、議長が召集する。</p> <p>8 教育機関等の長は、第3項第4号の委員を指名したときは、遅滞なく、衛生委員会委員指名報告書（様式第4号）により、職員安全衛生管理者に報告しなければならない。</p> <p>9 略</p> <p>（職場環境の維持管理）</p> <p>第16条 <u>所属長</u>は、所属職員の健康を保持し、及び増進させるため、職場環境を快適な状態に維持管理するよう努めるものとする。</p> <p>（受診の勧奨等）</p> <p>第17条 <u>所属長</u>は、心身に疾患の疑いのある者を発見した場合には、<u>産業医</u>と協議し、受診の勧奨等の適切な処置を講ずるものとする。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(健康相談)</p> <p>第18条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、職員から健康について相談を受けた場合には、<u>産業医又は相談医</u>と協議し、適切な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(健康の保持増進のための措置)</p> <p>第19条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、所属職員の健康の保持増進を図るため、教育委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定により実施する厚生活動について、所属職員の参加の便宜を供与するよう努めなければならない。</p> <p>(健康診断医)</p> <p>第22条 健康診断は、<u>産業医、相談医</u>その他医療機関の医師に委託して実施する。</p> <p>(健康診断の周知等)</p> <p>第23条 職員安全衛生管理者は、健康診断を実施するときは、<u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、前項の規定による通知があった場合には、所属職員にその旨を周知するとともに、所属職員が指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(健康診断の未受診者の取扱い)</p> <p>第25条 やむを得ない理由により指定された期日又は期間内に定期健康診断を受けることができなかった職員は、当該定期健康診断の期日又は期間の末日から1月以内に、医師による健康診断を受け、健康診断書を<u>企画・経営グループ、課又は教育機関等の長</u>を経由して職員安全衛生管理者に提出しなければならない。</p> | <p>(健康相談)</p> <p>第18条 <u>所属長</u>は、職員から健康について相談を受けた場合には、産業医と協議し、適切な指導及び助言を行うものとする。</p> <p>(健康の保持増進のための措置)</p> <p>第19条 <u>所属長</u>は、所属職員の健康の保持増進を図るため、教育委員会が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定により実施する厚生活動について、所属職員の参加の便宜を供与するよう努めなければならない。</p> <p>(健康診断医)</p> <p>第22条 健康診断は、産業医その他医療機関の医師に委託して実施する。</p> <p>(健康診断の周知等)</p> <p>第23条 職員安全衛生管理者は、健康診断を実施するときは、<u>所属長</u>にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 <u>所属長</u>は、前項の規定による通知があった場合には、所属職員にその旨を周知するとともに、所属職員が指定された期日又は期間内に健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。</p> <p>(健康診断の未受診者の取扱い)</p> <p>第25条 やむを得ない理由により指定された期日又は期間内に定期健康診断を受けることができなかった職員は、当該定期健康診断の期日又は期間の末日から1月以内に、医師による健康診断を受け、健康診断書を<u>所属長</u>を経由して職員安全衛生管理者に提出しなければならない。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(健康診断の免除)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 <u>企画・経営グループ、課又は教育機関等の長</u>は、所属職員が前項各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、職員安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(健康診断の判定結果の通知)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 職員安全衛生管理者は、前項の規定による通知があったときは、その判定の結果を<u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(健康診断個人票の作成等)</p> <p>第28条 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、健康診断の結果を所属職員の健康診断個人票に記録し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、所属職員が異動したときは、当該所属職員に係る健康診断個人票を異動先の課又は教育機関等の長に送付しなければならない。</p> <p>(事後措置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>企画・経営グループ、課及び教育機関等の長</u>は、第27条第2項の規定による判定の結果の通知を受けたときは、所属職員に通知するとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。</p> | <p>(健康診断の免除)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 <u>所属長</u>は、所属職員が前項各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、職員安全衛生管理者にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(健康診断の判定結果の通知)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 職員安全衛生管理者は、前項の規定による通知があったときは、その判定の結果を<u>所属長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(健康診断個人票の作成等)</p> <p>第28条 <u>所属長</u>は、前条第2項の規定による通知に基づき、健康診断の結果を所属職員の健康診断個人票に記録し、これを保管しなければならない。</p> <p>2 <u>所属長</u>は、所属職員が異動したときは、当該所属職員に係る健康診断個人票を異動先の課又は教育機関等の長に送付しなければならない。</p> <p>(事後措置)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 <u>所属長</u>は、第27条第2項の規定による判定の結果の通知を受けたときは、所属職員に通知するとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。</p> |

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

第 号
年 月 日

職員安全衛生管理者 様

教育機関等の長



衛生管理者選任報告書

| | | | | | | |
|------|---|---|-----|----|---|---|
| 所属名 | | | 所在地 | | | |
| 職員数 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 氏名 | | | | 職名 | | |
| | | | | | | |
| 参考事項 | | | | | | |

備考 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。

様式第 2 号を様式第 4 号とし、様式第 1 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

職員安全衛生管理者 様

教育機関等の長



衛生推進者選任報告書

| | | | | | | |
|------|---|---|-----|----|---|---|
| 所属名 | | | 所在地 | | | |
| 職員数 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 氏名 | | | | 職名 | | |
| | | | | | | |
| 参考事項 | | | | | | |

備考 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

職員安全衛生管理者 様

所属長



衛生担当者報告書

| | | | | | | |
|------|---|---|-----|---|----|---|
| 所属名 | | | 所在地 | | | |
| 職員数 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 |
| 氏名 | | | | | 職名 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 参考事項 | | | | | | |

- 備考 1 所在地は、本庁以外の所属のみ記入すること。
2 参考事項には前任者の氏名、解任の年月日及びその理由を記入すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。